

平成 27 年度小諸市公共交通システム「予約制相乗りタクシー試験運行」
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、平成 27 年度に小諸市コミュニティ交通協議会（事務局 小諸市役所 都市計画課）が契約を締結する小諸市公共交通システム「予約制相乗りタクシー試験運行」業務の委託業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 募集の名称及び方法

(1) 募集の名称

平成 27 年度小諸市公共交通システム「予約制相乗りタクシー試験運行」業務委託に係る公募型プロポーザル

(2) 募集の方法

公募型プロポーザル

3. 業務概要

(1) 業務名

平成 27 年度小諸市公共交通システム「予約制相乗りタクシー試験運行」業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

少子高齢化に伴う人口減少及び税収の減少を踏まえ、長期的視野にたつて、小諸市のどこに住んでいても高齢者から子どもまで全ての交通弱者が日常生活に困難をきたすことが無いよう、市民の利便性の向上と安全・安心の確保、運行経費の削減という相反する課題を克服し、公共交通運営という視野にたつて、持続可能な公共交通体系を再構築するため、平成 27 年 10 月から予約制相乗りタクシーの試験運行を実施する。

(3) 業務内容

「平成 27 年度小諸市公共交通システム予約制相乗りタクシー試験運行業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(5) 委託料上限額

38,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 担当部署（提出・問合せ先）

小諸市役所 建設部 都市計画課 都市計画係 担当（依田、原田）

〒384-8501 長野県小諸市相生町 3 丁目 3 番 3 号

電話番号：0267-22-1700（内線 343） Fax 番号：0267-24-3570

電子メール：keikaku@city.komoro.nagano.jp

4. 選定方式

選定方式は、本要綱に記載する企画提案書等を求め、提案者の経験及び業務遂行能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な委託業者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）で選定する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこととする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することは出来ない。また、協力会社及び構成員についても同様とする

- (1) 小諸市の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 「小諸市暴力団排除条例」第 6 条に基づく措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立てまたは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 小諸市から指名停止を受けていないこと。また、募集開始日から契約締結日までの間に小諸市から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (6) 運行事業者については、試験運行開始日までに道路運送法第 4 条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可、認可、免許等を確実に取得できる者。
- (7) 小諸市内に本社もしくは支店または営業所を有するか、本業務運行開始日までに設置可能な者。

6. 実施スケジュール

	項目	期間等
1	募集開始 実施要綱・仕様書等の公表 質問書受付開始	平成 27 年 6 月 19 日（金）
2	参加申請書提出締切 質問書受付締切	平成 27 年 6 月 26 日（金）
3	質問書回答	平成 27 年 6 月 29 日（月）
4	企画提案書等提出締切	平成 27 年 7 月 2 日（木）
5	書類審査	平成 27 年 7 月 3 日（金）
6	本審査（プレゼンテーション）	平成 27 年 7 月 6 日（月）
7	結果通知	平成 27 年 7 月 9 日（火）予定
8	契約締結	平成 27 年 7 月上旬

7. 参加申請書の作成及び提出方法

- (1) 提出書類
 - ・参加申請書（様式 1）
- (2) 提出方法
 - ・受付期間
 - 平成 27 年 6 月 19 日（金）午後 3 時 00 分から
 - 平成 27 年 6 月 26 日（金）午後 5 時 00 分まで
 - 持参による受付は土曜日、日曜日を除く。
 - ・提出先
 - 本要綱で定める担当部署へ提出すること。持参または郵送（一般書留、簡易書留または特定記録郵便に限る）のいずれの方法でも受付期限必着とする。

8. 必要書類の作成方法及び提出方法

- (1) 提出書類

業務実績証明書（様式 2）

直近 5 ヶ年以内に国または地方公共団体での受注実績を記入し、実績を確認できる書類（契約書、業務完了通知書等）を添付すること。受注実績は 5 件まで評価の対象とする。

業務実施体制調書（様式 3）

保有資格については、証明できる書類の写しを添付すること。

または学識経験者、高度な専門技術を有する者などに技術協力を受けて業務を実施する場合は、その事業者についても同様に調書を作成し提出すること。

企業概要（様式 4）

認証取得については、証明できる書類の写しを添付すること。

企画提案書（任意様式）

企画提案書の様式については自由とする。ただし、用紙は A4 版とし、表紙や図表等を含めて全部で 20 頁以内とする。仕様書の内容を踏まえ、次のア～カに従い業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

(ア) 実施方針

小諸市の公共交通システムについての特に重視している点をあげ、基本的な考え方等を提案すること。

(イ) 実施体制

業務を行うための設備、事業実施体制、緊急時、災害時の対応について提案すること。

また、運行記録の作成、管理方法等事務処理についても提案すること。

(ウ) 運行方法

運行方法について、運行事業者、運行体制、安全管理等について提案すること。

(エ) 試験運行までの日程

試験運行開始までの日程について提案すること。

(オ) 市民への周知及び会員登録方法

市民への会員登録及び周知方法、日程について提案すること。

(カ) 小諸市コミュニティ交通協議会との連携体制

運行記録の報告、苦情要望処理及び、事故等緊急時の報告など小諸市コミュニティ交通協議会との連絡・連携体制について提案すること。

見積書（様式 5）

本業務の企画提案見積価格を記載すること。また、予約制相乗りタクシーの 1 時間 1 台あたりの運行委託料または 1 便あたりの運行単価を記載すること。

なお、この料金について、内訳書により経費等を明記すること。

参考までに、運賃収入を予測し試験運行の収支試算について明示すること。

(2) 受付期間及び提出方法

・受付期間

平成 27 年 6 月 30 日（火）午前 8 時 30 分から

平成 27 年 7 月 2 日（木）午後 5 時 00 分まで

持参による受付は土曜日、日曜日を除く。

・提出先

本要綱で定める担当部署へ提出すること。持参または郵送（一般書留、簡易書留または特定記録郵便に限る）のいずれの方法でも受付期限必着とする。提出された書類は返却しないものとする。

(3) 提出部数

提出書類 ~ の順序で重ね、インデックスを付けて簡易な A4 ファイル等で提出すること。

- ・正本 1 部（代表社印押印のもの）
- ・副本 10 部（正本の写し）

9. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。ただし、評価及び審査に係る質問については受け付けない。

(1) 提出書類

- ・質問書（様式 6）による。質問内容を簡潔に記すこと。

(2) 提出方法

本要綱で定める担当部署へ提出すること。提出方法は、持参、郵送、Fax、電子メールとする。

- ・受付期間

平成 27 年 6 月 19 日（金）午後 1 時 00 分から

平成 27 年 6 月 26 日（金）午後 5 時 00 分まで

持参による受付は土曜日、日曜日を除く。

(3) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成 27 年 6 月 29 日（月）に小諸市ホームページに掲載するほか、参加申請者全員に電子メールにより行う。

10. 辞退届の提出

参加申請後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

- ・辞退届（様式 7）

(2) 提出期限

- ・平成 27 年 7 月 2 日（木）午後 5 時 00 分まで

(3) 提出方法

持参または郵送（一般書留、簡易書留または特定記録郵便）で、本要綱に定める担当部署へ提出すること。

11. 本審査

書類審査を通過した提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 場所

小諸市役所 西庁舎 3 階大会議室

(2) 日時

平成 27 年 7 月 6 日（月） 時間及び発表順は後日通知する。

(3) 所要時間

- ・準備 10 分
- ・企画提案プレゼンテーション 20 分
- ・企画提案ヒアリング 10 分

(4) 内容

企画提案書の説明

- (5) 参加人数
責任者、担当者等を含め 5 人までとする。プレゼンターは受託した際に本業務を直接担当する者が行うこと。
- (6) 使用機器
パソコン、レーザーポインターは参加者が持参すること。プロジェクター、100 インチスクリーンは小諸市が用意する。

12. 審査方法等

- (1) 審査委員会の設置
業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。
- (2) 書類審査
書類審査は、参加者から提出された書類の審査を行い、参加資格条件を満たしている者が判定を行うとともに、「見積書」等の評価点を算出する。
- (3) 本審査
本審査は、企画提案プレゼンテーションにより評価を行う。「見積書」等の事前審査項目と本審査項目の合計で最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。なお、最高得点者が 2 提案者以上になった場合は、本審査項目の評価点が高い者とし、本審査項目の評価点が高点の場合は、本審査項目の内「業務内容」の評価点が高い者とし、それも同点の場合は、くじ引きで決定する。
- (4) 審査及び配点
本プロポーザルの審査は、「見積書」等の評価及び審査委員会の各委員が本審査項目による評価を行うものとする。なお、評価項目及び配点は「別紙 1」のとおりとする。
- (5) 参加者が 1 者のみの場合について
書類審査及び本審査において、審査委員会がプロポーザル募集要綱、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案者を委託候補者として決定する。

13. 契約手続

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、小諸市財務規則に準じ契約を締結する。

企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。

ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約締結ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

14. 失格となる提案者

提案者が次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合。
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が

失格であると認めた場合。

15. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、小諸市コミュニティ交通協議会は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他小諸市コミュニティ交通協議会が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、小諸市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 審査に対する異議申立てはできないものとする。

「別紙 1」

項目	No.	評価対象	評価内容 (評価基準)	配点
書類審査項目 業務履行体制	1	業務実績	市町村（地方公共団体）の公共交通の関する事業について実績があるか	5
書類審査項目 価格1	2	見積書（様式5）	他者と比べて安価な見積額となっているか。	30
書類審査項目 価格2	3	見積書（様式5）	運行委託料は他社と比べて安価であるか。	10
本審査項目 業務内容	4	実施方針	公共交通に対する考え方が小諸市の意向に沿っているか	30
	5	実施体制	業務内容を理解した上での実施体制が考えられているか	20
			緊急時、災害時等の対応について問題なく考えられているか	10
			事務処理項目について、明確に理解されているか	5
	6	運行方法	方針に合った運行方法が考えられているか	10
	7	試験運行までの日程	無理のない日程で考えられているか	5
	8	市民への周知及び会員登録方法	方法について工夫されているか	10
	9	小諸市コミュニティ交通協議会との連携体制	小諸市コミュニティ交通協議会との役割分担は明確か	5
			連携体制について	10
	10	提案項目	業務遂行に有用な独自の提案がなされているか。	15
本審査項目 プレゼンテーション全般	11	信頼性	プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか	5
		実現性	知識・経験に裏付けられた実現可能な提案であるか。	5
		取組姿勢	本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	5
		明確性	ヒアリングへの応答は明確で迅速であるか。	5
本審査項目 独自性	12	独自性	提案システムの有用性および強みとなる点について、分かり易く提案がなされているか。	5
本審査項目 総合	13	総合	企画書およびプレゼンを通じた全体評価	10
合計				200